

兵庫県立津名高等学校同窓会阪神支部会則

(名称)

第 1 条

本支部は、兵庫県立津名高等学校同窓会阪神支部と称する。

(所在)

第 2 条

本支部の所在地は、当該年度の会計宅に置く。

(目的)

第 3 条

本支部は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条

本支部は、本部事業に対する積極的協力・参加と前条の目的を達成するため、必要な諸事業を行うものとする。

(事業及び会計年度)

第 5 条

本支部の事業及び会計期間は、定期総会開催日を考慮して役員会で適宜決定する。

(会員)

第 6 条

本支部の会員は、兵庫県立津名高等学校同窓会の本部会則第 5 条(1)に定める者で、淡路島外の近畿地区に居住し又は勤務する者をもって構成する。

(分会)

第 7 条

- 1 本支部内に、地域又は職域毎に、分会を設置することができる。
- 2 当該地域又は職域の支部会員が分会長を選任し、支部長にこれを報告する。

(役員)

第 8 条

- 1 本支部は、次の役員を置き、任期は 2 ヶ年とする。
 - (1) 支部長 1 名
 - (2) 副支部長 10 名以内
 - (3) 会計 2 名以内
 - (4) 会計監事 3 名以内
 - (5) 幹事 卒業生毎に若干名
- 2 本支部は、顧問(ただし、支部長経験者とする。)を若干名置くことができる。

(役員の構成)

第 9 条

- 1 支部長は、本支部を代表し、本支部の会務を掌理する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長差支えのときは、その職務を代行する。
- 3 支部長は、副支部長の中から支部長代行を指名する。
- 4 会計は、本支部の会計事務を行うこととする。筆頭会計担当は会計の出納及び会計帳簿・会計監査資料等の作成、また予算案の立案を行う。副会計担当は総会開催時の出納など筆頭会計担当を補佐するとともに、筆頭会計担当が差支えのときはその職務を代行できるよう会計事務内容の把握に努める。
- 5 会計監事は、本支部の会計を監査する。支部長は会計監事が欠員となったとき、他の者に委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残りの期間とする。
- 6 幹事は、総会及び役員会の決定事項ならびに本支部の常務を処理運営し、会員相互の連絡協調にあたる。

(役員の選任)

第 10 条

- 1 役員は、定期総会において選任する。
- 2 支部長は、次期定期総会までの間、幹事を委嘱することができる。ただし、その任期は現役員の任期に準ずる。

(総会)

第 11 条

- 1 定期総会は、隔年に開催し、支部長これを招集する。ただし、緊急必要なときは臨時総会を開催する。

2 定期総会においては次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業報告ならびに決算の承認
- (3) その他支部長が必要と認めた事項

(役員会)

第 12 条

- 1 役員会は、必要に応じて支部長これを招集する。
- 2 役員会は、総会の付議事項、その他本支部の運営に関する事項を協議する。
- 3 災害等による緊急事態等により総会または役員会の開催が困難なときは、支部長または支部長代行は特別役員会を設置し決議することができる。この構成員は支部長、支部長代行、副支部長及び筆頭会計担当とし、構成員の過半数以上の出席で成立する。

(事務局長)

第 13 条

支部活動の事務処理を円滑に行うため、支部長は事務局長を指名することができる。事務局長は支部長指示のもと、具体的に総会・役員会等の日程調整、会場予約、案内、役員会資料原案の作成・取りまとめ等を行う。

(旅費)

第 14 条

支部活動の出席のために要した旅費について支払う。支給対象及び金額については役員会で議決された「旅費規程」に定めるとおりとする。ただし、本人から受領辞退の申し出があった場合は、支給しない。

(会計)

第 15 条

本支部経費は、本支部会費、寄付金、事業の収入金、運営拡充費、本部からの補助金、その他をもって支弁する。

(会費)

第 16 条

本支部会費は、毎年 2,000 円とし、指定の口座へ振り込んで納めることとする。

(謝礼)

第 17 条

支部報作成にあたり、原稿提供者に謝礼を支払うことができる。支給方法については役員会で議決された「謝礼支払規程」に定めるとおりとする。

(解散)

第 18 条

本支部の活動が困難となった場合、総会において過半数の承認の決議をもって解散する。この場合、残余財産については本部同窓会に寄付する。

(会則改正)

第 19 条

この会則は、総会において出席者の過半数の決議により改正することができる。

(附則・施行期日)

第 20 条

この会則は、令和 6 年度の定期総会の日から施行する。

(団体の設立) この会の設立は、昭和 47 年 7 月 23 日とする。

(会則の施行) この会則は、昭和 47 年 7 月 23 日とする。

(平成 10 年 8 月 25 日改正) この会則は平成 10 年度の定期総会から改正、施行する。

(平成 28 年 8 月 27 日改正) この会則は平成 28 年度の定期総会から改正、施行する。

(令和 6 年 8 月 24 日改正) この会則は令和 6 年度の定期総会の日から施行する。

(令和 8 年 8 月 22 日改正) この会則は令和 8 年度の定期総会の日から施行する。